

令和 7 年（9 月）

第 3 回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 7 9 号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職 員 課	1
第 8 0 号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	学校教育課	5
第 8 1 号	熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表	市 民 活 動 推 進 課	6
第 8 2 号	熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 0
第 8 3 号	熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	障害福祉課	1 1
第 8 4 号	熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表	健康づくり課	1 4
第 8 5 号	熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案新旧対照表	母 子 健 康 セ ン タ ー	1 5
第 8 6 号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表	下 水 道 課	1 6
第 8 7 号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経 営 課	1 7
第 8 8 号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表	水 道 課	1 8
第 8 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 育 課	1 9
第 9 0 号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	資 産 税 課	2 0
第 9 1 号	熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	生活福祉課	2 1
第 9 5 号	業者名及び入札結果 （（仮称）第2中央生涯活動センター建築工事）	市 民 活 動 推 進 課 （契約課）	2 5

第 9 6 号	業者名及び入札結果 ((仮称) 第2中央生涯活動センター電気工事)	市 民 活 動 推 進 課 (契約課)	4 0
第 9 7 号	業者名及び入札結果 ((仮称) 第2中央生涯活動センター設備工事)	市 民 活 動 推 進 課 (契約課)	4 2
第 9 8 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	4 4
第 9 9 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	4 5
第 1 0 0 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事 (1期))	教育総務課 (契約課)	4 6
第 1 0 1 号	廃止路線調書・位置図	管 理 課	4 7

議案第 79 号の参考資料

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
新旧対照表

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年条例第 38 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。） 第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条並びに第 19 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第 1 号部分休業の承認） 第 19 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下この条において「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第 14 条第 2 項第 7 号	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。） 第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条、第 15 条並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第 18 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 19 条 <u>部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条第 1 項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 勤務時間条例第 14 条第 2 項第 7 号

改 正 案	現 行
の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該時間が2時間を超える場合には、2時間）を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。 <u>（第2号部分休業の承認）</u> <u>第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u>	の規定による特別休暇又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間30分を減じた時間（当該時間が2時間を超える場合には、2時間）を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

改 正 案	現 行
(2) <u>第 2 号部分休業の残時間数に 1 時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数（育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間）</u> <u>第 19 条の 3 育児休業法第 19 条第 2 項の条例で定める 1 年の期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。</u> <u>（育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u> <u>第 19 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間</u> <u>（育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情）</u> <u>第 19 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第 21 条において「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> <u>（部分休業をしている職員の給与の取扱い）</u> <u>第 20 条 職員が育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業の承認を受け</u>	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第 20 条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第

改 正 案	現 行
て勤務しない場合には、給与条例第 11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第 21 条 育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u>	11 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 15 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 <u>（部分休業の承認の取消事由）</u> <u>第 21 条 第 14 条の規定は、部分休業について準用する。</u>

議案第 80 号の参考資料

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立学校設置条例（平成 17 年条例第 88 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																												
（名称及び位置） 第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>熊谷市立市田小学校</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>熊谷市立妻沼西小学校</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>熊谷市立妻沼東小学校</u></td><td><u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> (2) （略）	名 称	位 置			熊谷市立市田小学校	（略）					（略）	（略）	（略）	（略）	熊谷市立妻沼西小学校	（略）	<u>熊谷市立妻沼東小学校</u>	<u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u>	（略）	（略）	（略）	（略）	（名称及び位置） 第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 小学校 <table> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>熊谷市立市田小学校</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>熊谷市立長井小学校</u></td><td><u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u></td></tr> <tr> <td><u>熊谷市立秦小学校</u></td><td><u>熊谷市葛和田 8 3 1 番地</u></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>熊谷市立妻沼西小学校</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> (2) （略）	名 称	位 置			熊谷市立市田小学校	（略）	<u>熊谷市立長井小学校</u>	<u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u>	<u>熊谷市立秦小学校</u>	<u>熊谷市葛和田 8 3 1 番地</u>	（略）	（略）	（略）	（略）	熊谷市立妻沼西小学校	（略）			（略）	（略）	（略）	（略）
名 称	位 置																																												
熊谷市立市田小学校	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
熊谷市立妻沼西小学校	（略）																																												
<u>熊谷市立妻沼東小学校</u>	<u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u>																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
名 称	位 置																																												
熊谷市立市田小学校	（略）																																												
<u>熊谷市立長井小学校</u>	<u>熊谷市上根 3 5 8 番地</u>																																												
<u>熊谷市立秦小学校</u>	<u>熊谷市葛和田 8 3 1 番地</u>																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												
熊谷市立妻沼西小学校	（略）																																												
（略）	（略）																																												
（略）	（略）																																												

議案第 8 1 号の参考資料

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例
案新旧対照表
熊谷市地域コミュニティセンター設置条例（平成 1 7 年条例第
1 2 5 号）

（下線部分は改正部分）

改正案

熊谷市立地域コミュニティセンター条例

(設置)

第1条

本市は、地域住民によるコミュニティ活動及びその他文化的な各種行事の用に供するため、熊谷市立地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条

センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
(略)	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	(略)

別表（第5条関係）

施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日

現 行

熊谷市地域コミュニティセンター設置条例

(設置)

第1条 本市は、地域住民によるコミュニティ活動及びその他文化的な各種行事の用に供するため、熊谷市地域コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、つぎのとおりとする。

名称	位置
<u>熊谷市立男沼地域コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市男沼118番地</u>
<u>熊谷市立太田地域コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市飯塚1410番地1</u>
<u>熊谷市立長井地域コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市江波363番地</u>
<u>熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市妻沼小島2357番地1</u>
(略)	(略)
<u>熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター</u>	(略)
<u>熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター</u>	<u>熊谷市妻沼東三丁目104番地</u>

別表（第5条関係）

施設名	室名	使用料			
		午前	午後	夜間	全日
<u>熊谷市立男沼地域コミュニティセンター</u>	<u>和室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>第1会議室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>第2会議室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>調理室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
<u>熊谷市立太田地域コミュニティセンター</u>	<u>和室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>第1会議室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>第2会議室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>調理室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
<u>熊谷市立長井地域コミュニティセンター</u>	<u>和室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>
	<u>会議室</u>	<u>2,100円</u>	<u>2,100円</u>	<u>3,140円</u>	<u>7,340円</u>
	<u>調理室</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,050円</u>	<u>1,570円</u>	<u>3,670円</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

<u>熊谷市立妻沼小島地域コミュニティセンター</u>	<u>会議室</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 5 7 0 円</u>	<u>3, 6 7 0 円</u>
	<u>調理室</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 5 7 0 円</u>	<u>3, 6 7 0 円</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
熊谷市立妻沼東二丁目地域コミュニティセンター	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>熊谷市立妻沼東三丁目地域コミュニティセンター</u>	<u>会議室</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 0 5 0 円</u>	<u>1, 5 7 0 円</u>	<u>3, 6 7 0 円</u>
備考 (略)					

議案第 8 2 号の参考資料

熊谷市立保育所条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立保育所条例（平成 1 7 年条例第 1 3 5 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
保育所の名称	位置	定員	保育所の名称	位置	定員
			熊谷市立荒川 保育所	熊谷市伊勢町 3 0 0 番地	6 0 人
			熊谷市立銀座 保育所	熊谷市末広四丁目 4 番 2 2 号	6 0 人
熊谷市立中央 保育所	熊谷市石原三丁目 2 7 番地	1 5 0 人			
熊谷市立籠原 保育所	（略）	（略）	熊谷市立籠原 保育所	（略）	（略）
			熊谷市立石原 保育所	熊谷市石原三丁目 1 2 1 番地 1	6 0 人
			熊谷市立玉井 保育所	熊谷市玉井 2 1 0 5 番地 1	6 0 人

議案第 8 3 号の参考資料

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 5 7 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) （略） <u>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 4 5 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項の表に定める 2 級の障害を有するもの</u> <u>(5)・(6)</u> （略） 2・3 （略） （対象者） 第 3 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。 (1) 重度心身障害者となった年齢が 6 5 歳以上の者（<u>前条第 1 項第 5 号又は第 6 号</u>に掲げる者であって、6 5 歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。） (2)～(7) （略） （助成金） 第 4 条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精	（定義） 第 2 条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) （略） <u>(4)・(5)</u> （略） 2・3 （略） （対象者） 第 3 条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。 (1) 重度心身障害者となった年齢が 6 5 歳以上の者（<u>前条第 1 項第 4 号又は第 5 号</u>に掲げる者であって、6 5 歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市長の認定を受けたものを除く。） (2)～(7) （略） （助成金） 第 4 条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる者が医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 7 条第 2 項第 1 号に規定する精

改 正 案	現 行
神病床（以下この条において「精神病床」という。）に入院したときの一部負担金又は第2条第1項第4号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金を除く。以下この条において同じ。）（15歳に達する日の属する会計年度の末日までの間にある対象者にあつては、当該対象者に係る医療の一部負担金に当該対象者に係る食事療養標準負担額（第2条第1項第3号に掲げる者が精神病床に入院したときの食事療養標準負担額を除く。）又は生活療養標準負担額（食事療養標準負担額に相当する額に限る。）を加算した額）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないことその他の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成金の支給の対象としない。 2 <u>前項の「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定により支給された自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療（以下この項において「精神通院医療」という。）に係るものに限る。以下この項において同じ。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律第50条に規定する後期高齢者医療の被保険者であつて、精神通院医療に該当する医療費について自立支援医療費が支給されなかった場合における当該自己負担分を含む。）をいう。</u> 3 <u>第1項本文</u>の規定にかかわらず、市長は、対象者の前年（助成金の支給を申請しようとする日の属する月が1月から9月までの場合にあつては、前々	神病床（以下この条において「精神病床」という。）に入院したときの一部負担金を除く。以下この条において同じ。）（15歳に達する日の属する会計年度の末日までの間にある対象者にあつては、当該対象者に係る医療の一部負担金に当該対象者に係る食事療養標準負担額（第2条第1項第3号に掲げる者が精神病床に入院したときの食事療養標準負担額を除く。）又は生活療養標準負担額（食事療養標準負担額に相当する額に限る。）を加算した額）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、税の申告を行わないことその他の被保険者等の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については助成金の支給の対象としない。 2 <u>前項本文</u>の規定にかかわらず、市長は、対象者の前年（助成金の支給を申請しようとする日の属する月が1月から9月までの場合にあつては、前々年）

改 正 案	現 行
年)の所得の額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。次項において「政令」という。)第7条に規定する額を超える場合は、その年の10月から翌年9月までの間の助成金を支給しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 <u>4</u> (略) (受給者証の交付等) 第6条 (略) 2 市長は、<u>第4条第3項本文</u>の規定により助成金を支給しないこととしたとき、又は前条の規定による申請があった場合で登録をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、受給者又は当該申請をした対象者に通知するものとする。 (届出) 第9条 (略) 2 前項の対象者は、<u>第4条第3項本文</u>の所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	の所得の額が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。次項において「政令」という。)第7条に規定する額を超える場合は、その年の10月から翌年9月までの間の助成金を支給しない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 <u>3</u> (略) (受給者証の交付等) 第6条 (略) 2 市長は、<u>第4条第2項本文</u>の規定により助成金を支給しないこととしたとき、又は前条の規定による申請があった場合で登録をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、受給者又は当該申請をした対象者に通知するものとする。 (届出) 第9条 (略) 2 前項の対象者は、<u>第4条第2項本文</u>の所得の状況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

議案第 8 4 号の参考資料

熊谷市保健施設条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市保健施設条例（平成 1 7 年条例第 1 6 3 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
<u>熊谷市保健センター条例</u> （設置） 第 1 条 市民の健康の保持及び増進を図るため、<u>熊谷市保健センター</u>（以下「<u>保健センター</u>」という。）を設置する。 <u>（位置）</u> 第 2 条 <u>保健センターの位置は、熊谷市石原三丁目 2 7 番地とする。</u> （事業） 第 3 条 <u>保健センター</u>は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(7) （略） （職員） 第 4 条 <u>保健センター</u>に所長その他必要な職員を置く。 （利用） 第 5 条 <u>保健センター</u>を利用できる者は、市内に居住するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。	<u>熊谷市保健施設条例</u> （設置） 第 1 条 市民の健康の保持及び増進を図るため、<u>熊谷市保健施設</u>（以下「<u>保健施設</u>」という。）を設置する。 <u>（名称及び位置）</u> 第 2 条 <u>保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>位 置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>熊谷保健センター</u></td><td><u>熊谷市箱田一丁目 2 番 3 9 号</u></td></tr> <tr> <td><u>母子健康センター</u></td><td><u>熊谷市大原一丁目 5 番 3 6 号</u></td></tr> <tr> <td><u>妻沼保健センター</u></td><td><u>熊谷市弥藤吾 2 4 4 1 番地 1</u></td></tr> </tbody> </table> （事業） 第 3 条 <u>保健施設</u>は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(7) （略） （職員） 第 4 条 <u>保健施設</u>に所長その他必要な職員を置く。 （利用） 第 5 条 <u>保健施設</u>を利用できる者は、市内に居住するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める者については、この限りでない。	名 称	位 置	<u>熊谷保健センター</u>	<u>熊谷市箱田一丁目 2 番 3 9 号</u>	<u>母子健康センター</u>	<u>熊谷市大原一丁目 5 番 3 6 号</u>	<u>妻沼保健センター</u>	<u>熊谷市弥藤吾 2 4 4 1 番地 1</u>
名 称	位 置								
<u>熊谷保健センター</u>	<u>熊谷市箱田一丁目 2 番 3 9 号</u>								
<u>母子健康センター</u>	<u>熊谷市大原一丁目 5 番 3 6 号</u>								
<u>妻沼保健センター</u>	<u>熊谷市弥藤吾 2 4 4 1 番地 1</u>								

議案第 85 号の参考資料

熊谷市休日・夜間急患診療所条例の一部を改正する条例案新旧
対照表

熊谷市休日・夜間急患診療所条例（平成 17 年条例第 164 号）
（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称及び位置） 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 位置 <u>熊谷市石原三丁目 27 番地</u> （診療日等） 第 4 条 休日の診療（次項の夜間の診療を除く。）は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日に行い、診療時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとし、診療科目は内科 <u>及び小児科</u>とする。 2 夜間の診療は、毎日行い、診療時間は午後 7 時 30 分から午後 10 時までとする。 3 （略） （使用料及び手数料） 第 5 条 使用料は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第 1 医科診療報酬点数表に基づいて算定した額とする。 2～4 （略）	（名称及び位置） 第 2 条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 位置 <u>熊谷市大原一丁目 5 番 36 号</u> （診療日等） 第 4 条 休日の診療（次項の夜間の診療を除く。）は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 30 日、12 月 31 日、1 月 2 日及び 1 月 3 日に行い、診療時間は午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時までとし、診療科目は内科、<u>小児科及び歯科</u>とする。<u>ただし、歯科の診療時間は、午前 9 時から正午までとする。</u> 2 夜間の診療は、毎日行い、診療時間は午後 7 時 30 分から午後 10 時までと<u>し、診療科目は内科及び小児科</u>とする。 3 （略） （使用料及び手数料） 第 5 条 使用料は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第 1 医科診療報酬点数表 <u>又は別表第 2 歯科診療報酬点数表</u>に基づいて算定した額とする。 2～4 （略）

議案第 8 6 号の参考資料

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市下水道条例（平成 1 7 年条例第 2 1 7 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（排水設備指定工事店の指定） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。<u>以下この項において同じ。</u>）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条に規定する管理者又は同法第 3 9 条の 2 第 1 項に規定する企業長を含む。）が指定をした者が当該工事を行う必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 ・ 3 （略） （占有） 第 5 1 条 （略） 2 市は、前項の占有の許可を受けた者から熊谷市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年条例第 2 0 1 号）の例により占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1) ～ (3) （略） (4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件	（排水設備指定工事店の指定） 第 7 条 排水設備等の新設等の工事（市長が別に定める軽微な工事を除く。）は、市長の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。 2 ・ 3 （略） （占有） 第 5 1 条 （略） 2 市は、前項の占有の許可を受けた者から熊谷市道路占用料徴収条例（平成 1 7 年条例第 2 0 1 号）の例により占用料を徴収する。ただし、次に掲げる占有物件については、この限りでない。 (1) ～ (3) （略） (4) 地方公共団体が行う事業で地方公営企業法（<u>昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号</u>）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業に係る占有物件

議案第 87 号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年条例第 224 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（給与の減額） 第 15 条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の<u>全部又は一部（2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき市長が指定する時間を超えない範囲内</u>の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が介護を要する者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が介護を要する者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	（給与の減額） 第 15 条 （略） 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が介護を要する者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が介護を要する者の介護をするため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第 88 号の参考資料

熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業給水条例（平成 17 年条例第 225 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条に規定する管理者又は同法第 39 条の 2 第 1 項に規定する企業長を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 （略）	（工事の施行） 第 8 条 給水装置工事は、市長又は市長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 （略）

議案第 89 号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成 18 年条例第 36 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
熊谷市立石原児童クラブ	熊谷市石原三丁目 27 番地	熊谷市立石原児童クラブ	熊谷市本石一丁目 10 番地
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
		熊谷市立第 4 石原児童クラブ	熊谷市石原三丁目 1 番地 1
		熊谷市立第 5 石原児童クラブ	熊谷市石原三丁目 1 番地 1
熊谷市立第 3 玉井児童クラブ	（略）	熊谷市立第 3 玉井児童クラブ	（略）
熊谷市立第 4 玉井児童クラブ	熊谷市高柳 1 1 6 番地 1		
熊谷市立大里さくら児童クラブ	熊谷市箕輪 3 0 番 地 1	熊谷市立大里さくら児童クラブ	熊谷市箕輪 7 番地

議案第 90 号の参考資料

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する
条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する
条例（平成 26 年条例第 38 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（対象住宅） 第 2 条 固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) （略） (2) 平成 26 年 1 月 2 日から <u>令和 12 年 1 月 1 日</u>までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 (3) （略）	（対象住宅） 第 2 条 固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) （略） (2) 平成 26 年 1 月 2 日から <u>令和 8 年 1 月 1 日</u>までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 (3) （略）

議案第 91 号の参考資料

熊谷市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案新旧
対照表

熊谷市個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第４１号）

(下線部分は改正部分)

改 正 案

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
<u>4</u> 市長	(略)

別表第2 (第3条関係)

[illegible]

現 行

別表第 1（第 3 条関係）

執行機関	事務
4 市長	<u>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 市長	（略）

別表第 2（第 3 条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
4 市長	<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>児童手当関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

<u>4</u> 市長	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの	(略)
		(略)
		(略)
		<u>熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障 害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規 則で定めるもの</u>
<u>5</u> 市長	(略)	(略)

<u>5</u> 市長	住登外者宛名番号管理機能	(略)
	による住登外者の情報の管	(略)
	理に関する事務であって規	(略)
	則で定めるもの	<u>熊谷市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費助成金の支給に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務に係る関係情報であって規則で定めるもの</u>
<u>6</u> 市長	(略)	(略)

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名		(仮称) 第2中央生涯活動センター建築工事				
工 事 場 所		熊谷市石原1407番地1ほか				
入 札 年 月 日		第1回 令和7年6月27日 第2回 令和7年6月30日				
入 札 対 象 額		予 定 価 格		最 低 制 限 価 格		
1,515,800,000 円		1,515,800,000 円		1,394,536,000 円		
うち消費税等の額		入 札 書 比 較 価 格		最低制限価格の100/110		
137,800,000 円		1,378,000,000 円		1,267,760,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額				結 果
		第1回		第2回		
		金 額	順位	金 額	順位	
1	田部井・時田特定建設工事共同企業体	1,520,000,000 円	2	1,380,000,000 円	2	
2	(株)ケージーエム	1,427,000,000	1	1,368,000,000	1	落札
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)ケージーエム	1,368,000,000 円	136,800,000 円	1,504,800,000 円

1 工 事 名 (仮称) 第2中央生涯活動センター建築工事

2 工事場所 熊谷市石原1407番地1ほか

3 建物概要

(1) 集会場

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

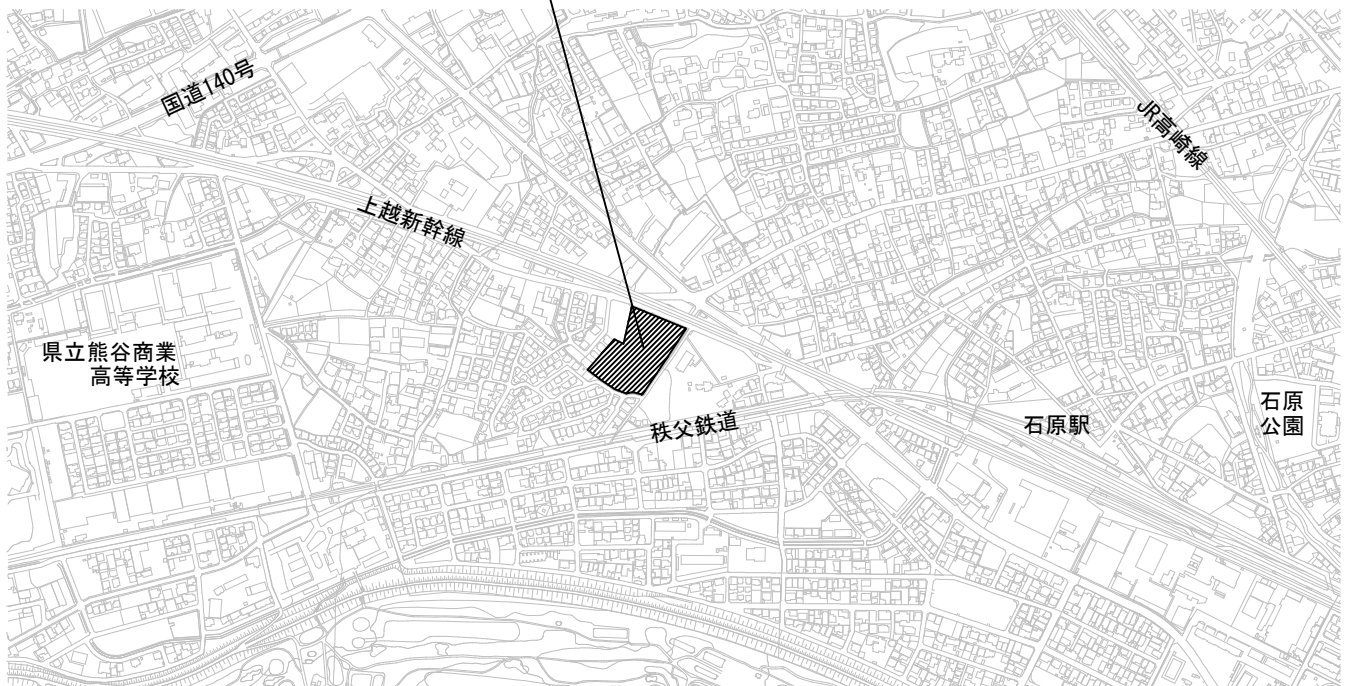
面積 3046.23㎡

(2) 駐輪場

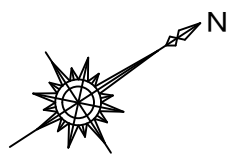
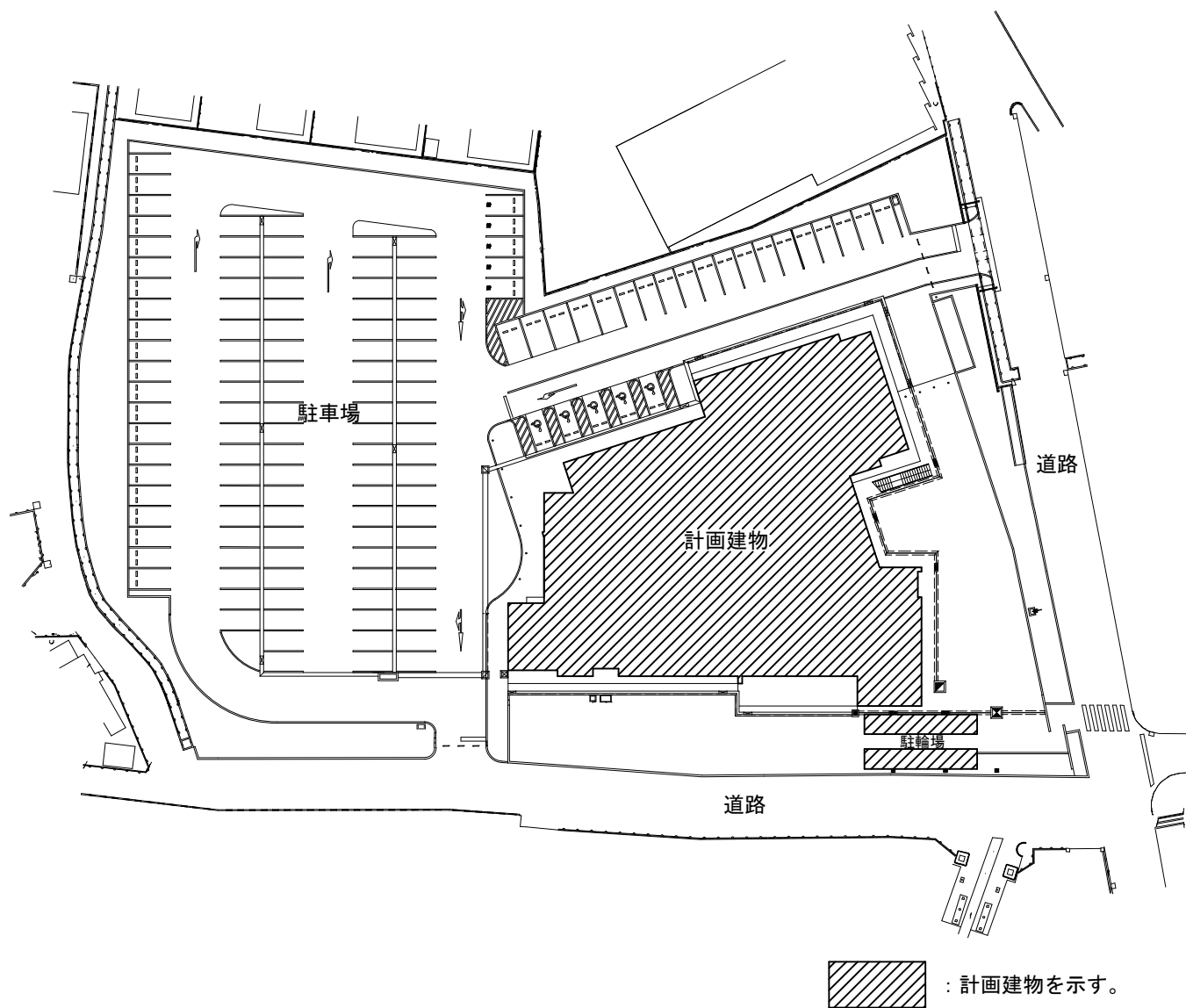
構造 鉄骨造 平屋建て

面積 28.05㎡ (1棟につき)

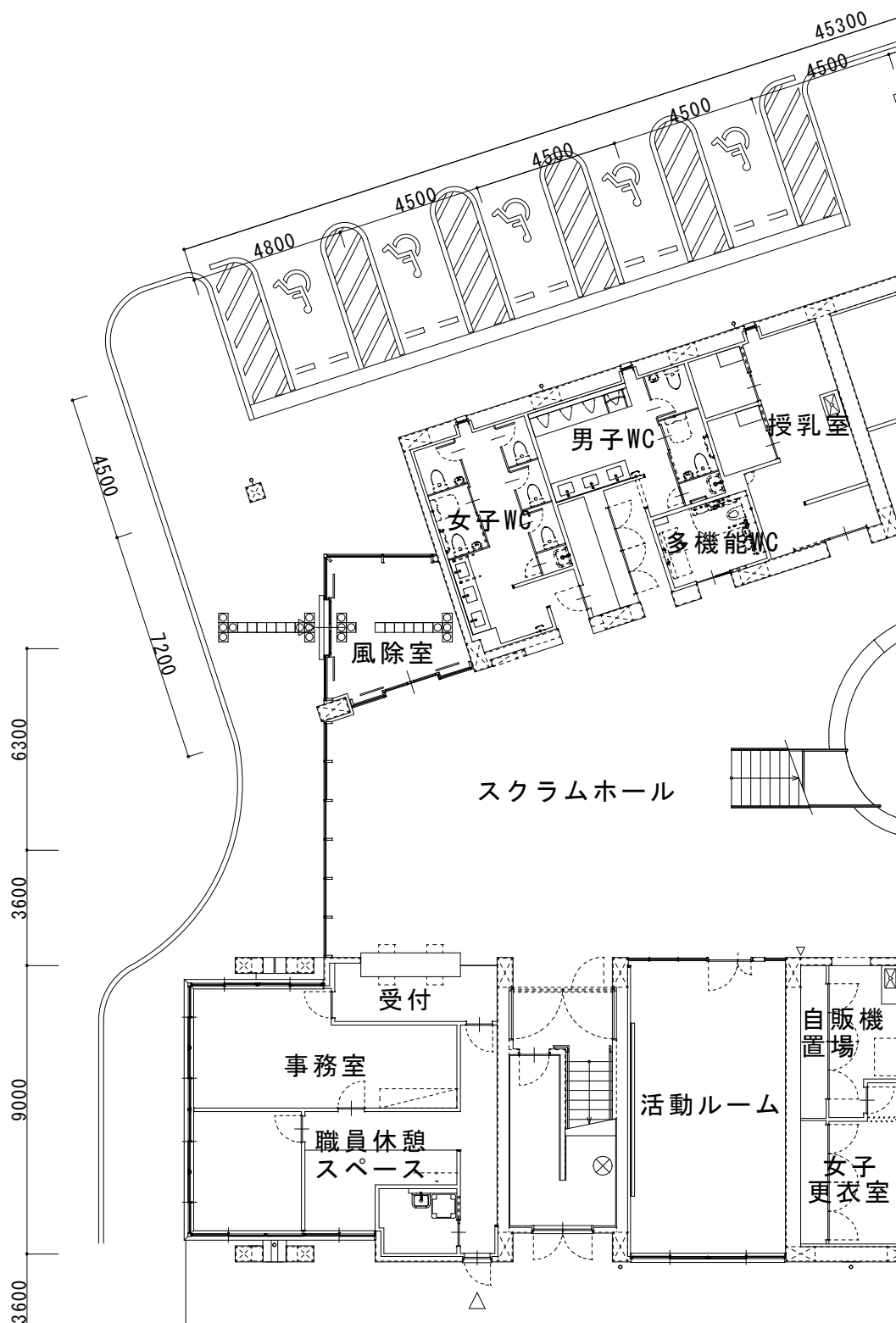
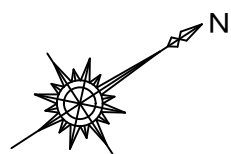
工事場所：熊谷市石原1407番地1ほか



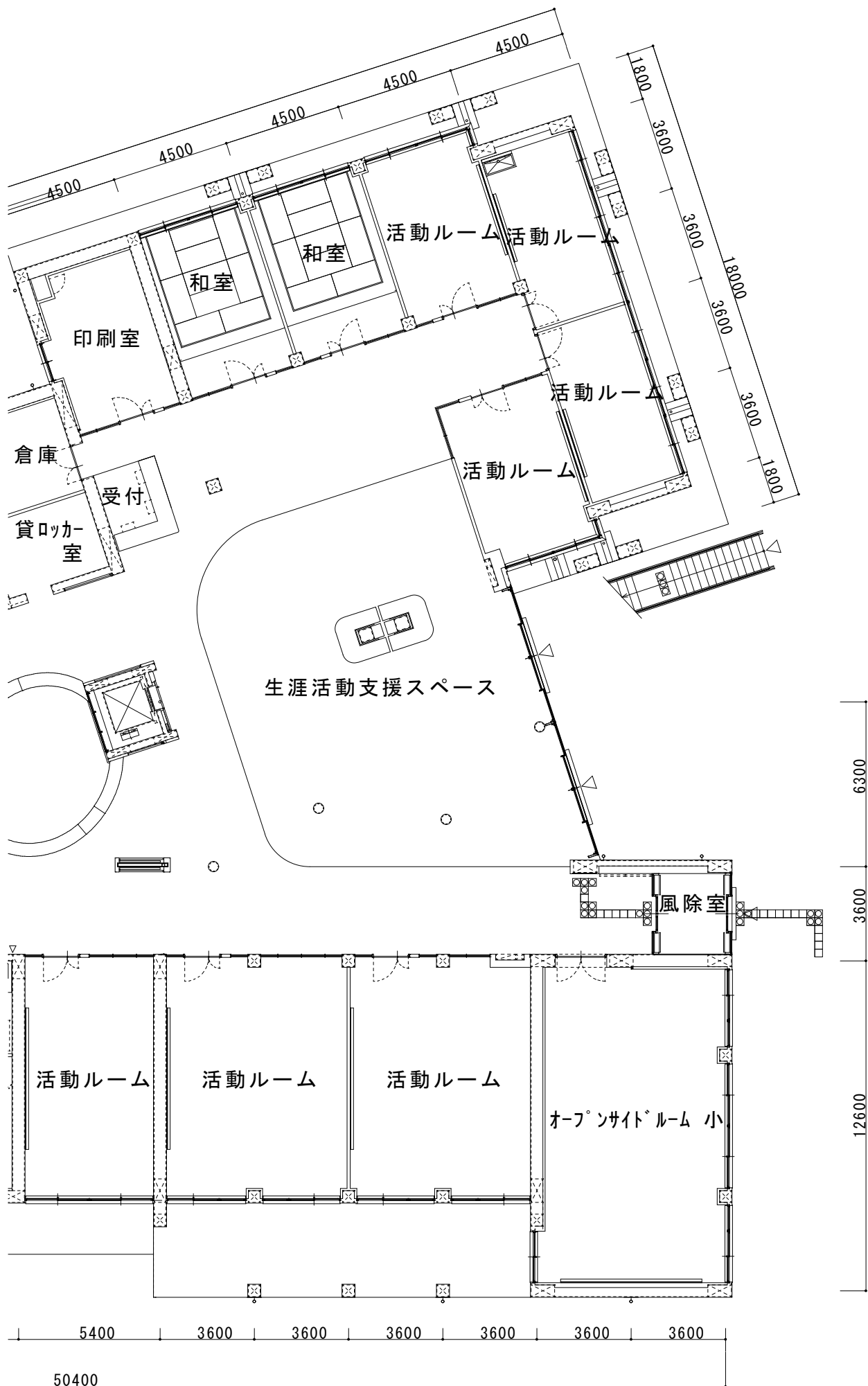
案 内 図

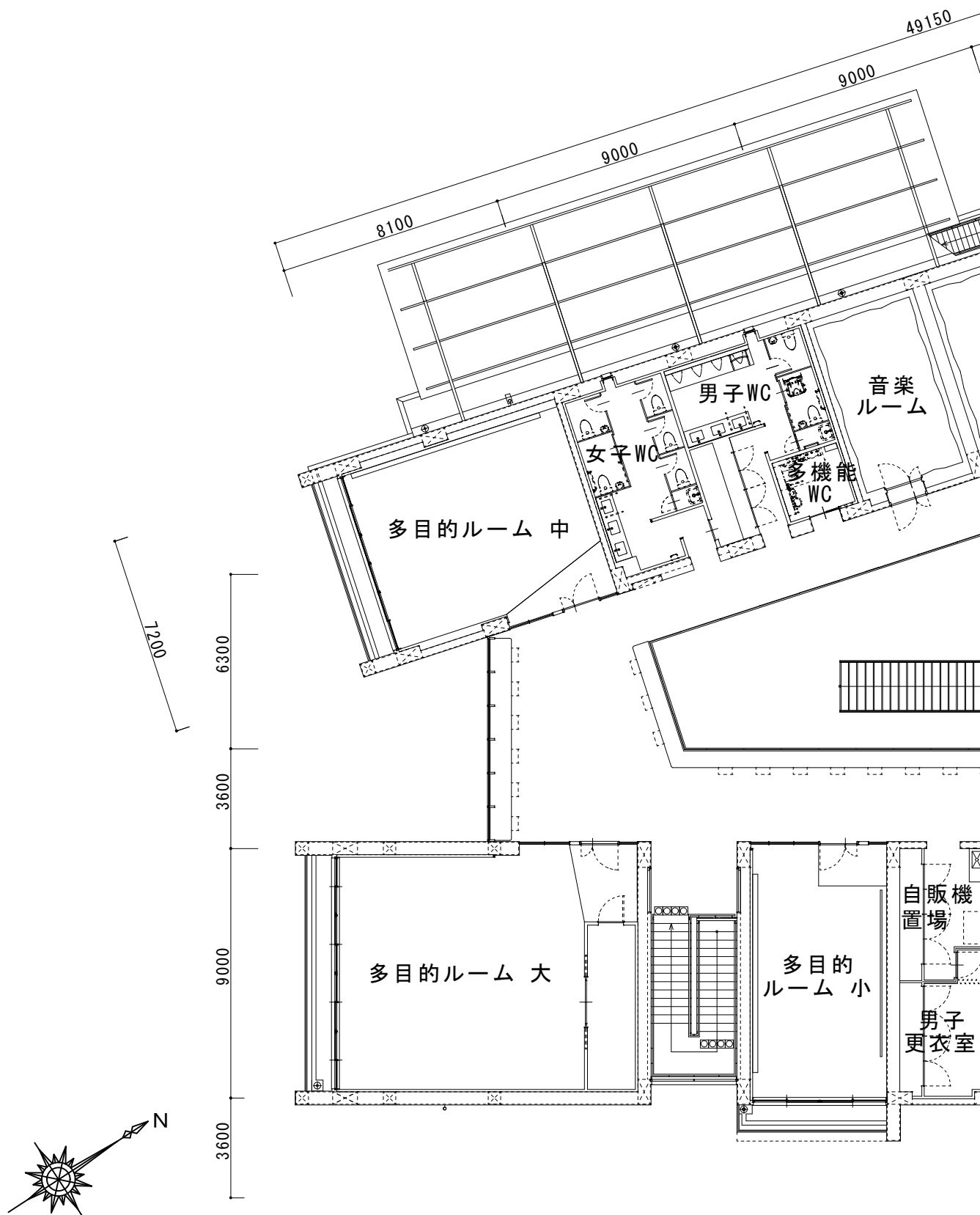


配置図 縮尺：1/800

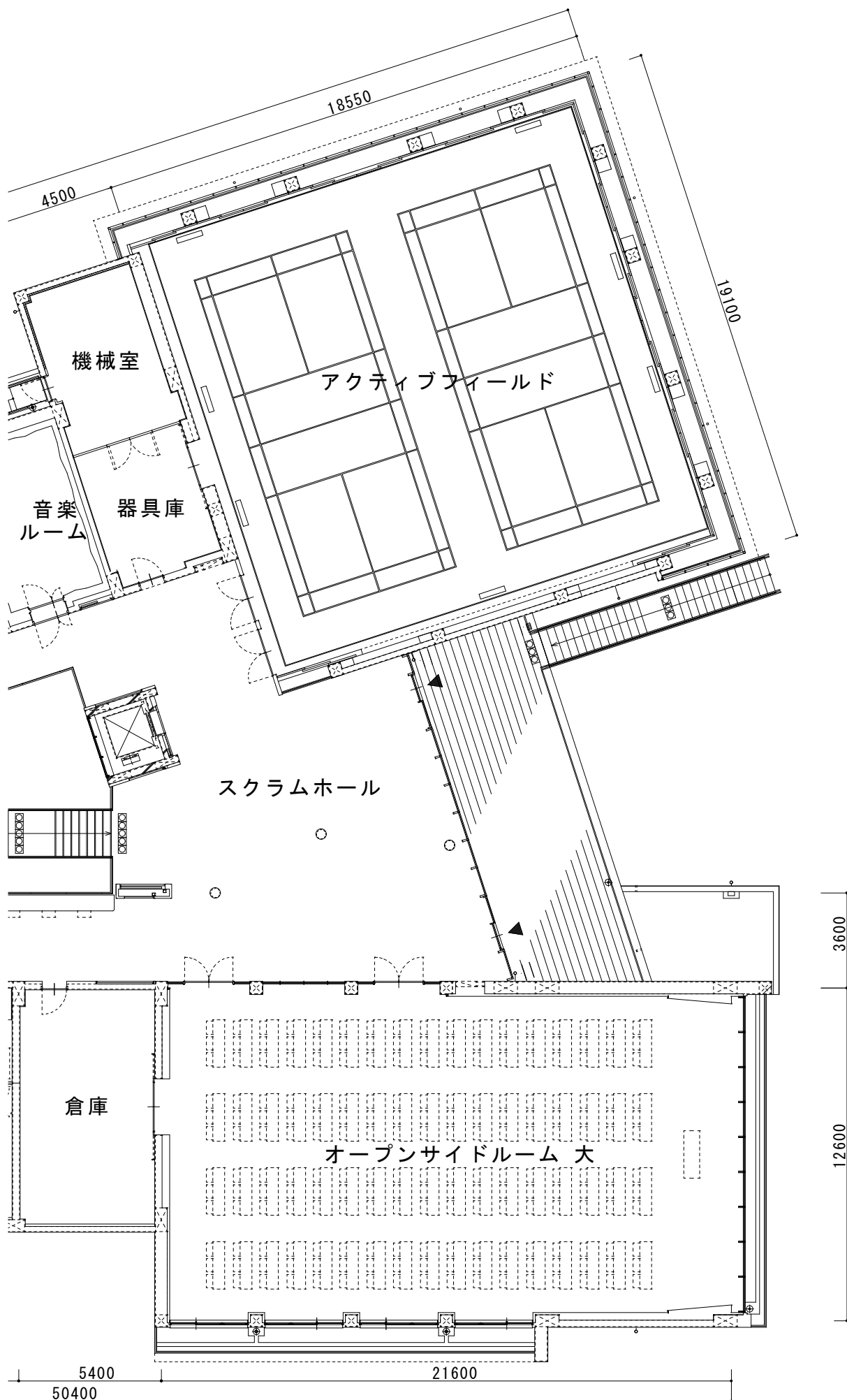


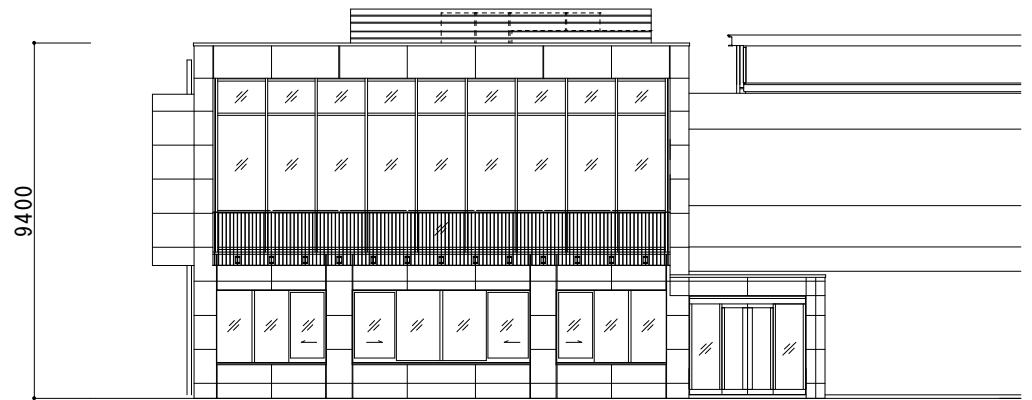
1階平面図 縮尺：1/200



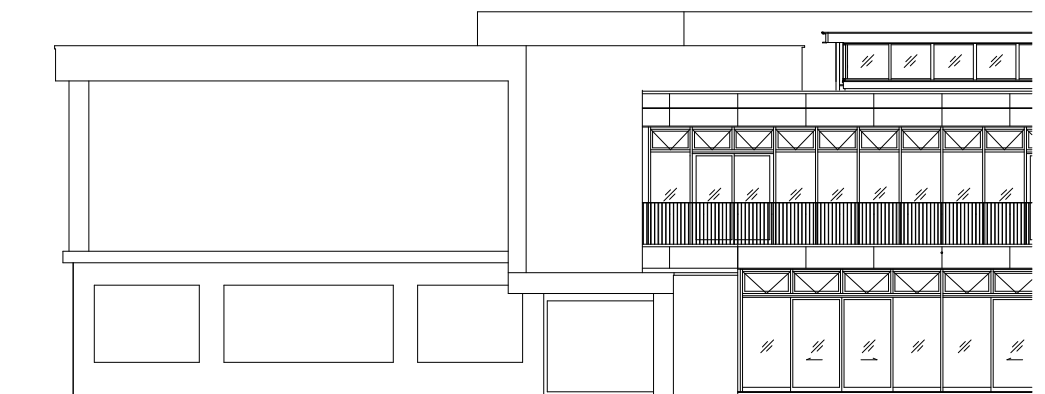


2階平面図 縮尺：1/200



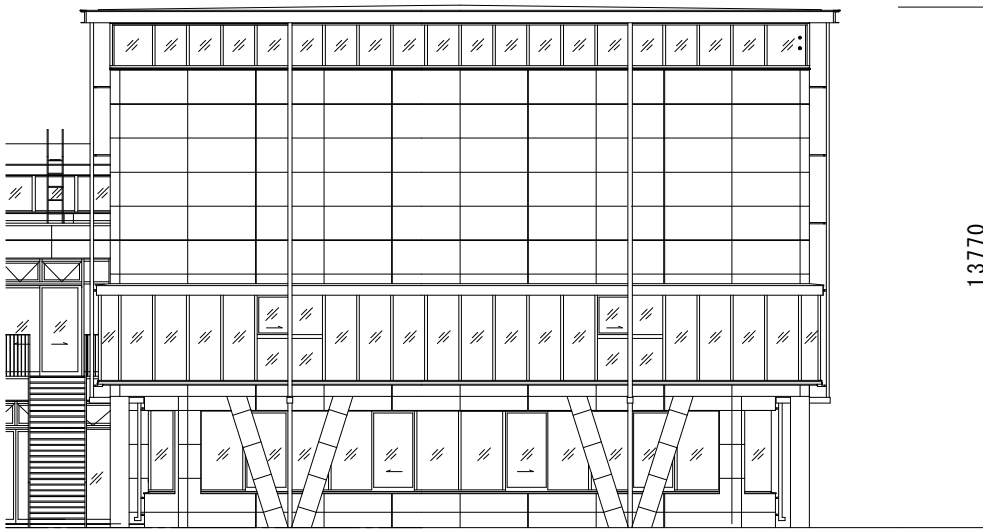
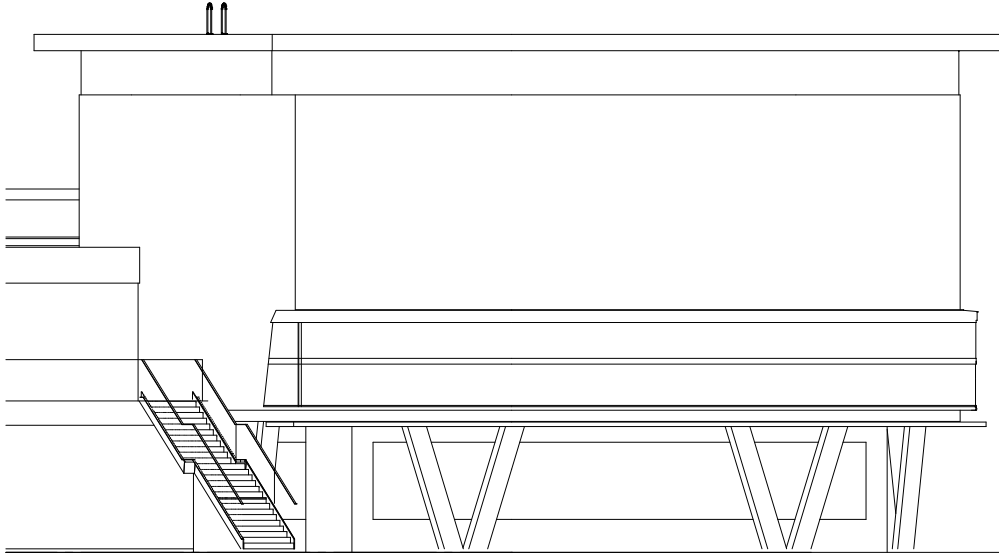


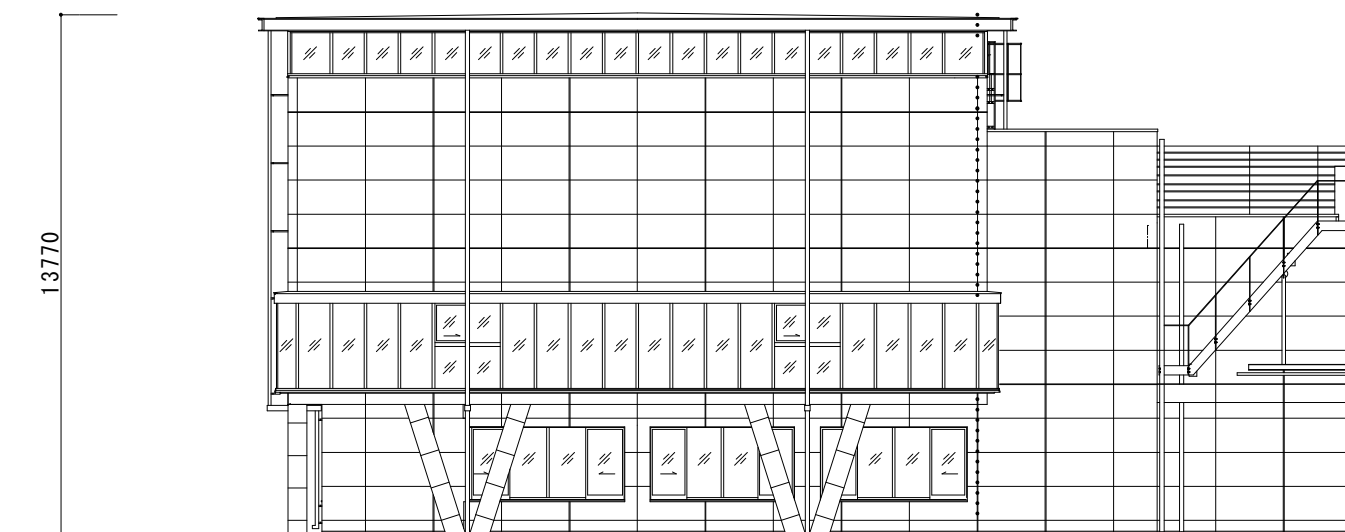
北側立面图 1



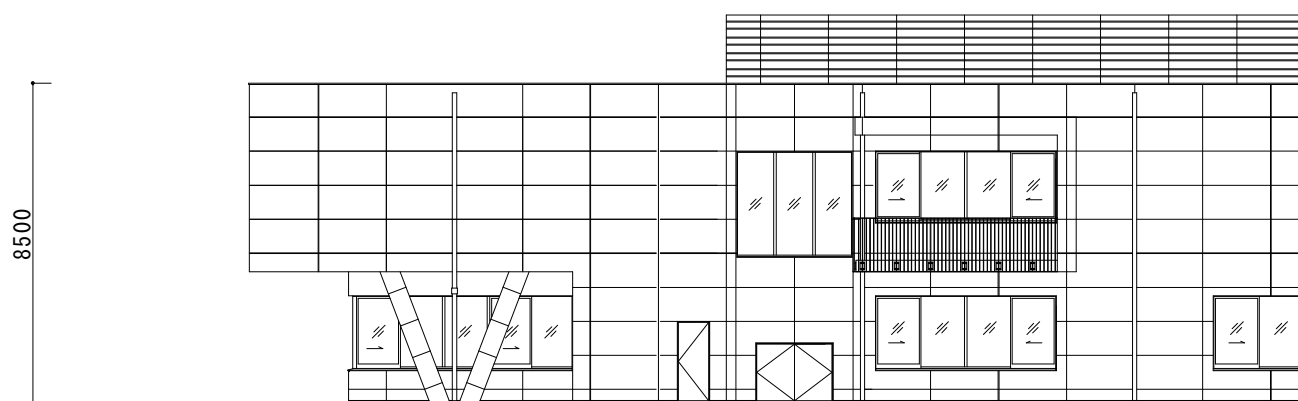
北側立面图 2

立面图 縮尺：1/200



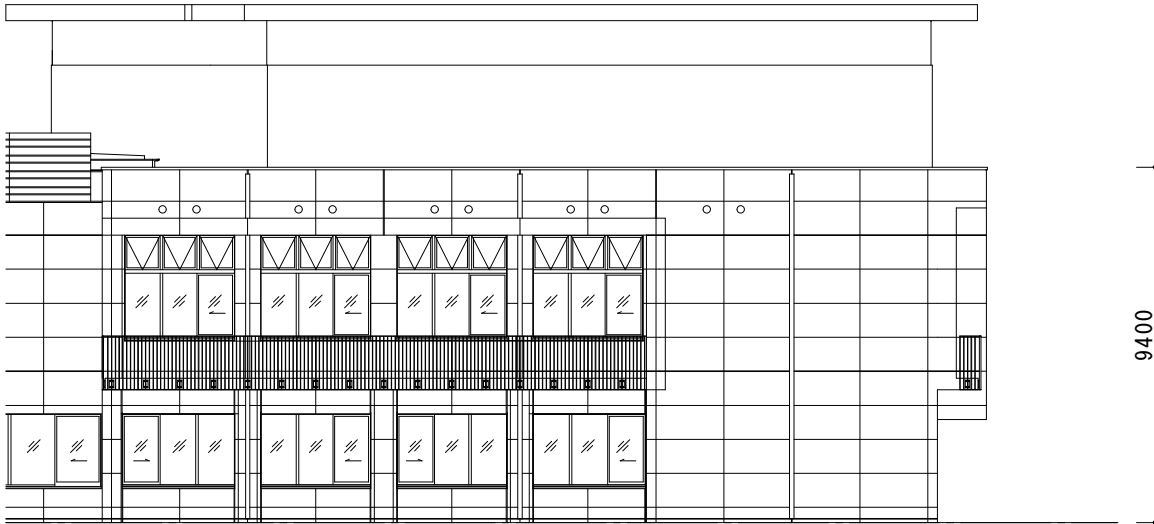
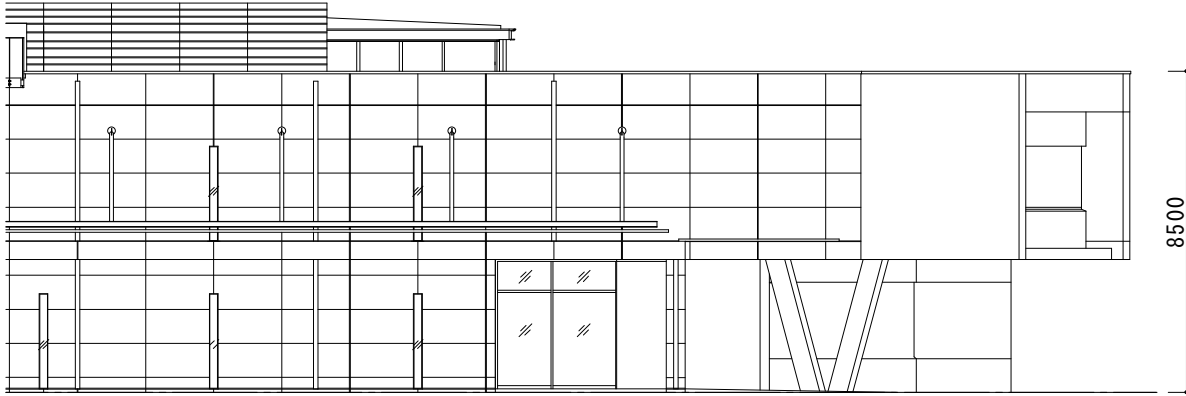


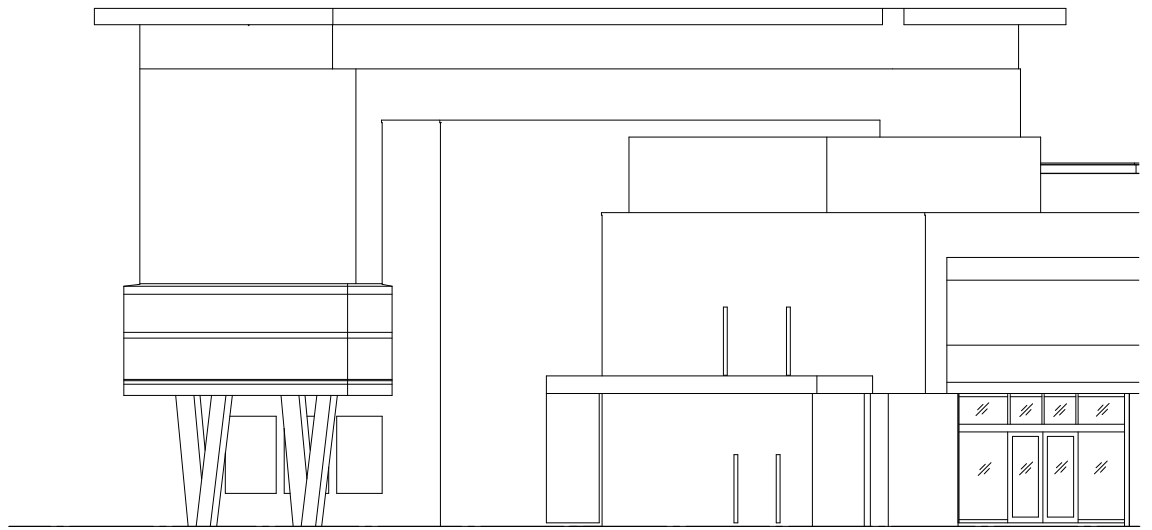
西側立面図



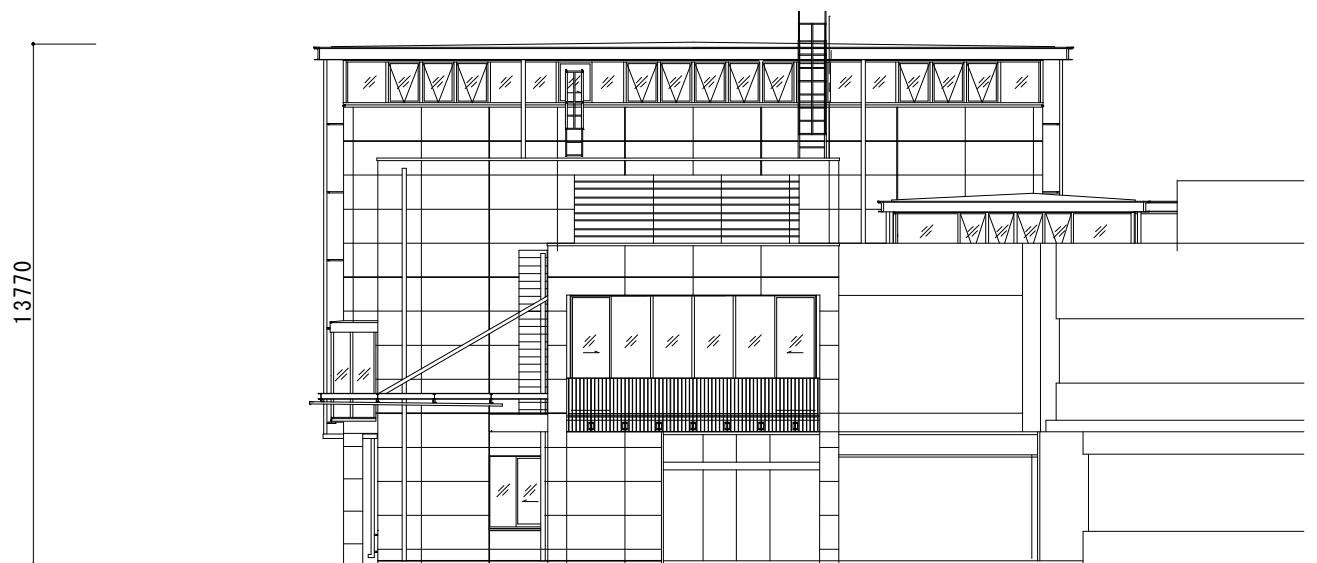
東側立面図

立面図 縮尺：1/200



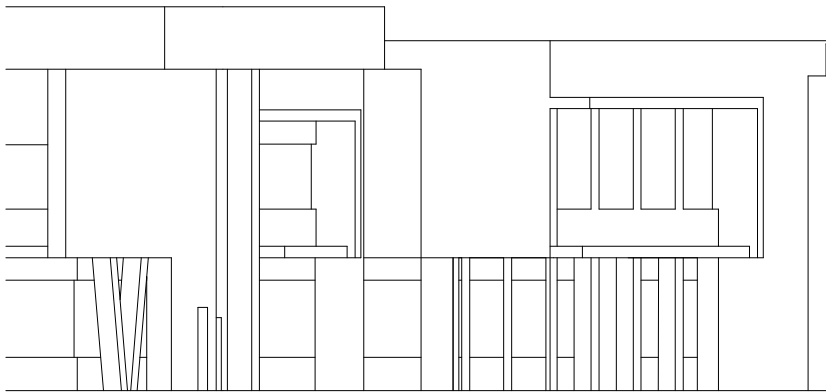
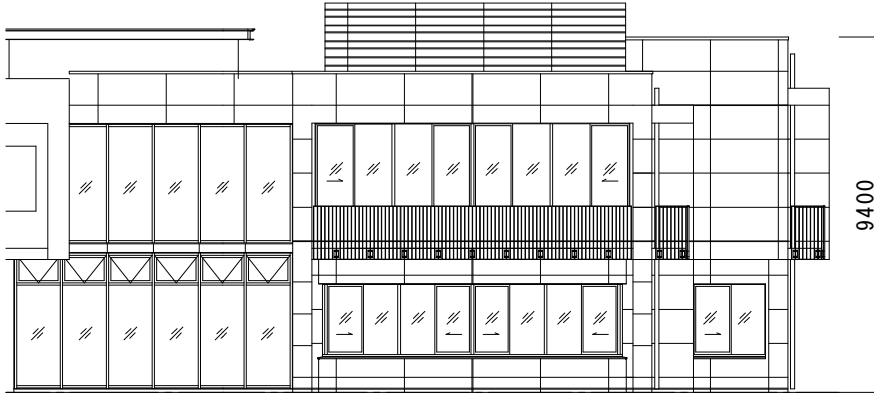


南側立面图 1



南側立面图 2

立面图 縮尺：1/200



業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名		(仮称) 第2中央生涯活動センター電気工事		
工 事 場 所		熊谷市石原1407番地1ほか		
入 札 年 月 日		令和7年7月2日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	最 低 制 限 価 格	
301,290,000 円		301,290,000 円	277,186,800 円	
うち消費税等の額		入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110	
27,390,000 円		273,900,000 円	251,988,000 円	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順位	
1	(株)東電工業社	248,000,000 円		失格
2	(株)ヒグチ電機	辞退		
3	(株)福道電気	252,250,000	1	落札
4	(株)カイゴテック	263,550,000	2	
5	(株)長井電機	278,000,000	3	
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)福道電気	252,250,000 円	25,225,000 円	277,475,000 円

1 工 事 名 (仮称) 第2中央生涯活動センター電気工事

2 工事場所 熊谷市石原1407番地1ほか

3 工事概要

- (1) 幹線・動力設備工事
- (2) 電灯設備工事
- (3) 誘導灯・非常照明設備工事
- (4) その他

4 建物概要

(1) 集会場

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

面積 3046.23㎡

(2) 駐輪場

構造 鉄骨造 平屋建て

面積 28.05㎡ (1棟につき)

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名		(仮称) 第2中央生涯活動センター設備工事		
工 事 場 所		熊谷市石原1407番地1ほか		
入 札 年 月 日		令和7年7月2日		
入 札 対 象 額		予 定 価 格	最 低 制 限 価 格	
243,430,000 円		243,430,000 円	223,955,600 円	
うち消費税等の額		入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110	
22,130,000 円		221,300,000 円	203,596,000 円	
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順位	
1	(株)オキナヤ	250,000,000 円	2	
2	(株)清水アーネット	209,600,000	1	落札
3	(株)マツモト設備	辞退		
4	(株)中島水道	190,700,000		失格
5	(株)奈良電器	辞退		
6				
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)清水アーネット	209,600,000 円	20,960,000 円	230,560,000 円

1 工 事 名 (仮称) 第2中央生涯活動センター設備工事

2 工事場所 熊谷市石原1407番地1ほか

3 工事概要

- (1) 空調換気設備工事
- (2) 給排水衛生設備工事
- (3) 消火設備工事
- (4) その他

4 建物概要

(1) 集会場

構造 鉄筋コンクリート造 地上2階建て

面積 3046.23㎡

(2) 駐輪場

構造 鉄骨造 平屋建て

面積 28.05㎡ (1棟につき)

議案第 9 8 号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表					
当 初 設 計 額	当 初 請 負 代 金 額	変更設計工事価格	変 更 請 負 代 金 額	消費税等相当額	摘 要
税込	税込	税別	税込	内	
641,520,000	607,640,000	587,800,000	612,370,000	55,670,000	

当初請負代金額607,640,000

当初設計金額641,520,000

(請負率)94.71%

×

変更設計
工事価格

587,800,000

=

556,705,380

変更請負工事価格(改め)556,700,000

変更請負工事価格

556,700,000

×0.10=

55,670,000消費税等相当額

合計(変更請負代金額)=

612,370,000

当初請負代金額との差額

4,730,000

円の増

議案第 9 9 号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表					
当 初 設 計 額	当 初 請 負 代 金 額	変更設計工事価格	変 更 請 負 代 金 額	消費税等相当額	摘 要
税込	税込	税別	税込	内	
500,830,000	474,100,000	460,900,000	479,820,000	43,620,000	
当初請負代金額474,100,000 当初設計金額500,830,000 (請負率)94.66% × 変更設計 工事価格 460,900,000 = 436,287,940 変更請負工事価格(改め)436,200,000					
変更請負工事価格 436,200,000 ×0.10= 43,620,000消費税等相当額					
合計(変更請負代金額)=479,820,000					
当初請負代金額との差額5,720,000円の増					

議案第 1 0 0 号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（１期））

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表					
当 初 設 計 額	当 初 請 負 代 金 額	変更設計工事価格	変 更 請 負 代 金 額	消費税等相当額	摘 要
税込	税込	税別	税込	内	
406,120,000	383,900,000	373,200,000	387,970,000	35,270,000	
当初請負代金額383,900,000 当初設計金額406,120,000 (請負率)94.52% × 変更設計 工事価格 373,200,000 = 352,748,640 変更請負工事価格(改め)352,700,000					
変更請負工事価格 352,700,000 ×0.10= 35,270,000消費税等相当額					
合計(変更請負代金額)=387,970,000					
当初請負代金額との差額4,070,000円の増					

廃止路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	廃 止 理 由
1	市道 30105 号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

